

開示実務新任者向け Webセミナー

2025年12月

企業会計基準委員会

第Ⅲ部

有価証券報告書及び半期報告書

— 財務情報の概要 —

＜留意事項＞

本資料は原則として製造業者で連結財務諸表規則第1編、第2編及び第3編により、連結財務諸表及び第1種中間連結財務諸表を作成している場合を想定したものである。また、指定国際会計基準（IFRS）に関する事項の記載は除いている。

- 
- I 【経理の状況】の概要
 - II 連結財務諸表等
 - III 連結財務諸表 注記事項

I 【経理の状況】の概要

1 【経理の状況】の概要

1 【経理の状況】の概要

有価証券報告書

第5 【経理の状況】

冒頭記載

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

- ① 【連結貸借対照表】
- ② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
- ③ 【連結株主資本等変動計算書】
- ④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

注記事項

(継続企業の前提に関する事項)／(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)／(重要な会計上の見積り)／(会計方針の変更等)／(表示方法の変更)／(追加情報)／(連結財務諸表関係)／(リース取引関係)／(金融商品関係)／(有価証券関係)／(デリバティブ取引関係)／(退職給付関係)／(ストック・オプション等関係)／(税効果会計関係)／(企業結合等関係)／(資産除去債務関係)／(賃貸等不動産関係)／(公共施設等運営事業関係)／(収益認識関係)／(棚卸資産関係)／(セグメント情報等)／(関連当事者情報)／(開示対象特別目的会社関係)／(1株当たり情報)／(重要な後発事象)

⑤ 【連結附属明細表】

(2) 【その他】

半期報告書

第4 【経理の状況】

冒頭記載

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

注記事項

(継続企業の前提に関する事項)／(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)／(会計方針の変更等)／(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)／(財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローの状況に関する事項で、企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の判断に影響を与えると認められる重要なものの)／(追加情報)／(中間連結財務諸表関係)／(株主資本等関係)／(セグメント情報等)／(金融商品関係)／(有価証券関係)／(デリバティブ取引関係)／(企業結合等関係)／(収益認識関係)／(1株当たり情報)／(重要な後発事象)

2 【その他】

1 【経理の状況】の概要

有価証券報告書

(連結財務諸表を作成している場合)

半期報告書

(中間連結財務諸表を作成している場合)

2 【財務諸表等】

なし

(1) 【財務諸表】

- ① 【貸借対照表】
- ② 【損益計算書】
- ③ 【株主資本等変動計算書】

注記事項

(継続企業の前提に関する事項)／(重要な会計方針)／(重要な会計上の見積り)／(会計方針の変更等)／(表示方法の変更)／(追加情報)／
(貸借対照表関係)／(損益計算書関係)／(有価証券関係)／(税効果会計関係)／(企業結合等関係)／(収益認識関係)／(重要な後発事象)

④ 【附属明細表】

(2) 【主な資産及び負債の内容】

(3) 【その他】

II 連結財務諸表等

- 1 【連結財務諸表】及び【中間連結財務諸表】
- 2 連結財務諸表規則
- 3 比較情報
- 4 【連結附属明細表】

1 【連結財務諸表】及び【中間連結財務諸表】

有価証券報告書

- 連結貸借対照表
- 連結損益計算書
／連結包括利益計算書
- 連結株主資本等変動計算書
- 連結キャッシュ・フロー計算書

半期報告書

- 中間連結貸借対照表
- 中間連結損益計算書
／中間連結包括利益計算書
- (なし)
 - 株主資本の金額に著しい変動があった場合、「株主資本等関係」注記に変動事由を記載
- 中間連結キャッシュ・フロー計算書

1【連結財務諸表】及び【中間連結財務諸表】

有価証券報告書

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (○年 3月 31日)	当連結会計年度 (○年 3月 31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	XXX	XXX
⋮	⋮	⋮
その他	XXX	XXX
流動資産合計	XXX	XXX
固定資産		
有形固定資産	XXX	XXX
⋮	⋮	⋮
固定資産合計	XXX	XXX
繰延資産		
⋮	⋮	⋮
繰延資産合計	XXX	XXX
資産合計	XXX	XXX

2 連結財務諸表規則

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則

第2編 連結財務諸表

第1章 **総則** (第3条－第16条の2)

第2章 **連結貸借対照表** (第17条－第47条)

第3章 **連結損益計算書** (第48条－第69条)

第3章の2 **連結包括利益計算書** (第69条の2－第69条の7)

第4章 **連結株主資本等変動計算書** (第70条－第81条)

第5章 **連結キャッシュ・フロー計算書** (第82条－第90条)

第6章 **連結附属明細表** (第91条－第92条の2)

附 則

様 式

セグメント情報（様式第一号）、関連情報（様式第二号）、
報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報（様式第三号）

連結貸借対照表（様式第四号）、連結損益計算書（様式第五号）、
連結包括利益計算書（様式第五号の二）、連結株主資本等変動計算書（様式第六号）、
連結キャッシュ・フロー計算書（様式第七号（直接法）、様式第八号（間接法））

社債明細表（様式第九号）、借入金等明細表（様式第十号）、
資産除去債務明細表（様式第十一号）

2 連結財務諸表規則

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則

第18条（資産、負債及び純資産の分類記載）

資産、負債及び純資産は、それぞれ資産の部、負債の部及び純資産の部に分類して記載しなければならない。

第21条（資産の分類）

資産は、流動資産、固定資産及び繰延資産に分類し、更に、固定資産に属する資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に分類して記載しなければならない。

第23条（流動資産の区分表示）

流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、第2号から第2号の3までに掲げる項目以外の項目に属する資産の金額が資産の総額の100分の1以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適當な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

- 一 現金及び預金
- 二～七 (略)
- 八 その他 (以下略)

2 連結財務諸表規則

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則

様式第四号

【連結貸借対照表】

(単位：円)

	前連結会計年度 (年月日)	当連結会計年度 (年月日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	×××	×××
受取手形	×××	×××
貸倒引当金	△×××	△×××
受取手形（純額）	×××	×××
壳掛金	×××	×××
貸倒引当金	△×××	△×××
壳掛金（純額）	×××	×××
契約資産	×××	×××
貸倒引当金	△×××	△×××
契約資産（純額）	×××	×××

3 比較情報

「比較情報」

- 財務諸表の一部を構成するものであって、当期に係る財務諸表に記載された事項に対応する前期に係る事項をいう
- ① 数値情報は、原則として、全て「比較情報」を記載
 - ② 定性的な情報は、理解に資すると認められる場合、「比較情報」を記載

有価証券報告書

- 連結財務諸表規則第8条の3の規定により作成
- 対象は連結財務諸表（連結附属明細表を除く）
- 前連結会計年度について記載

半期報告書

- 連結財務諸表規則第96条の規定により作成
- 対象は中間連結財務諸表
- 中間連結貸借対照表は前連結会計年度について、それ以外は前中間連結会計期間について記載

3 比較情報

有価証券報告書

- 連結貸借対照表
 - 当連結会計年度
 - 前連結会計年度
- 連結損益計算書／連結包括利益計算書
 - 当連結会計年度
 - 前連結会計年度
- 連結株主資本等変動計算書
 - 当連結会計年度
 - 前連結会計年度
- 連結キャッシュ・フロー計算書
 - 当連結会計年度
 - 前連結会計年度

半期報告書

- 中間連結貸借対照表
 - 当中間連結会計期間
 - **前連結会計年度**
- 中間連結損益計算書／中間連結包括利益計算書
 - 当中間連結会計期間
 - **前中間連結会計期間**
- なし
- 中間連結キャッシュ・フロー計算書
 - 当中間連結会計期間
 - **前中間連結会計期間**

4【連結附属明細表】

有価証券報告書

半期報告書

○ 社債明細表

- ▶ 会社名、銘柄、発行年月日、当期首残高、当期末残高、利率、担保、償還期限

○ なし

○ 借入金等明細表

- ▶ 当期首残高、当期末残高、平均利率、返済期限

○ 資産除去債務明細表

- ▶ 区分、当期首残高、当期増加額、当期減少額、当期末残高

4【連結附屬明細表】

有価証券報告書

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	第X回公募社債	○.○.○	XX,XXX	XX,XXX	X.XX	なし	○.○.○
"	第X回転換社債 (注1)	○.○.○	XX,XXX	—	X.XX	なし	○.○.○
"	第X回転換社債 (注1)(注4)	○.○.○	XX,XXX	XX,XXX (XX,XXX)	X.XX	なし	○.○.○
○○社	第X回新株予約権付 社債(注2)	○.○.○	—	XX,XXX	X.XX	なし	○.○.○
合計	—	—	XX,XXX	XX,XXX (XX,XXX)	—	—	—

(注) 1. 転換社債に関する記載は次のとおりである。

銘柄	転換請求期間	転換価格 (円)	発行株式	資本組入額 (円／株)
第X回	○.○.○～○.○.○	X,XXX.XX	普通株式	XXX
第X回	○.○.○～○.○.○	X,XXX.XX	普通株式	XXX

2. 新株予約権付社債に関する記載は次のとおりである。

(略)

3. 連結決算日後5年内における償還予定額は以下のとおりである。

(略)

4. 当期末残高の()内の金額は、1年内に償還が予定されている転換社債である。

III 連結財務諸表等 注記事項

- 1 連結財務諸表における主な注記事項
- 2 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)
- 3 (会計方針の変更等)
- 4 (セグメント情報等)
- 5 (1株当たり情報)
- 6 (金融商品関係)
- 7 (収益認識関係)

1 連結財務諸表における主な注記事項

有価証券報告書

- (継続企業の前提に関する事項)
- (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)**
- (重要な会計上の見積り)
- (会計方針の変更等)**
- (表示方法の変更)
- (追加情報)
- (連結財務諸表関係)
- (リース取引関係)
- (金融商品関係)**
- (有価証券関係)
- (デリバティブ取引関係)
- (退職給付関係)
- (ストック・オプション等関係)
- (税効果会計関係)
- (企業結合等関係)
- (資産除去債務関係)
- (賃貸等不動産関係)
- (公共施設等運営事業関係)
- (収益認識関係)**
- (棚卸資産関係)
- (セグメント情報等)**
- (関連当事者情報)
- (開示対象特別目的会社関係)
- (1株当たり情報)**
- (重要な後発事象)

半期報告書

- (継続企業の前提に関する事項)
- (連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)**
- (会計方針の変更等)**
- (中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)
- (財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローの状況に関する事項で、企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の判断に影響を与えると認められる重要なものの)
- (追加情報)
- (中間連結財務諸表関係)
- (株主資本等関係)
- (セグメント情報等)**
- (金融商品関係)**
- (有価証券関係)
- (デリバティブ取引関係)
- (企業結合等関係)
- (収益認識関係)**
- (1株当たり情報)**
- (重要な後発事象)

2 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

有価証券報告書

半期報告書

- 連結の範囲に関する事項
 - 持分法の適用に関する事項
 - ▶ 連結の範囲又は持分法適用の範囲を変更した旨及び変更の理由
 - 連結の範囲又は持分法適用の範囲について重要な変更をした旨及び変更の理由
 - 連結子会社の事業年度等に関する事項
 - 会計方針に関する事項
 - ▶ 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ▶ 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- 等

2 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

有価証券報告書

1. 連結の範囲に関する事項

(イ) 連結子会社の数 X 社

主要な連結子会社名は、「第 1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため、省略している。

(ロ) 主要な非連結子会社の名称等

(株)、 (株)、 (株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためである。

(以下略)

2. 持分法の適用に関する事項

(イ) 持分法適用の非連結子会社数 X 社

主要な会社名 (株)、 (株)

(ロ) 持分法適用の関連会社数 X 社

主要な会社名 (株)、 (株)、 (株)

(以下略)

2 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

有価証券報告書

4. 会計方針に関する事項

(イ)重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

売買目的有価証券

時価法（売却原価は主として移動平均法により算定している）

満期保有目的の債券

償却時価法（定額法）

⋮

⋮

⋮

④棚卸資産

ア. 通常の販売目的で保有する棚卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

⋮

⋮

⋮

(ロ)重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、主として定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用している。

なお、主な耐用年数は以下の通りである。

建物及び構築物 X年～XX年

機械装置及び運搬具 X年～XX年

（以下略）

2 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

有価証券報告書

1. 連結の範囲に関する事項

(イ) 連結子会社の数 X 社

主要な連結子会社名は、「第 1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため、省略している。

このうち、○(株)については、当連結会計年度において新たに設立したことにより、また、○(株)については、重要性が増したことにより、それぞれ当連結会計年度より連結子会社に含めることとした。なお、○(株)については、保有株式を売却したことにより、連結の範囲から除外している。

2. 持分法の適用に関する事項

(イ) 持分法適用の非連結子会社数等

非連結子会社数 X 社

主要な会社名 ○(株)、○(株)、○(株)

なお、○(株)については、重要性が増したことから、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めている。

(ロ) 持分法適用の関連会社数等

関連会社数 X 社

主要な会社名 ○(株)、○(株)、○(株)、○(株)

なお、○(株)については、新たに株式を取得したことから、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めている。

2 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

半期報告書

当中間連結會計期間

(自 ○年 4 月 1 日

至〇年9月30日)

(1) 連結の範囲の重要な変更

当中間連結会計期間より、○○株式会社は

のため、連結の範囲に含めている。

(2)持分法適用の範囲の重要な変更

当中間連結会計期間より、○○株式会社は

のため、持分法適用の範囲に含めている。

3 (会計方針の変更等)

有価証券報告書

○ 会計方針の変更等

- 会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更
- 会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更
- 未適用の会計基準等
- 会計上の見積りの変更
- 会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合

半期報告書

○ 会計方針の変更等

- 会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更
- 会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更
- 会計上の見積りの変更
- 会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合

3 (会計方針の変更等)

有価証券報告書

- 会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更

- ▶ 会計基準等の名称
- ▶ 変更の内容
- ▶ 変更による影響額等
 - ❖ 1株当たり情報に対する影響額を含む
 - ❖ 選及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な場合、上記影響額の記載に代えて、一定の注記

- 会計基準の選及適用に係る経過措置を適用した場合、所定の事項

半期報告書

- 会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更

- ▶ 会計基準等の名称
- ▶ 変更の内容
- ▶ 変更による影響額等
 - ❖ 選及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な場合、上記影響額の記載に代えて、一定の注記

- 会計基準の選及適用に係る経過措置を適用した場合、所定の事項

3 (会計方針の変更等)

有価証券報告書

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用している。

(会計方針の変更の具体的な内容)

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、(経過措置の概要を記載)。この結果、

(連結財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額及び1株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額)。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用している。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっている。この結果、(連結財務諸表の主な科目に対する前連結会計年度における影響額、前連結会計年度に係る1株当たり情報に対する影響額及び前連結会計年度の期首における純資産額に対する累積的影響額を記載)。

4 (セグメント情報等)

有価証券報告書

○ セグメント情報

- ▶ 報告セグメントの概要
- ▶ 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額及び算定方法
- ▶ 収益の分解情報（セグメント情報等の注記に含める場合）
- ▶ 差異調整に関する事項
- ▶ 報告セグメントの変更等の場合、所定の事項

○ 関連情報

- 固定資産の減損損失
- のれんの償却額及び未償却残高
- 負ののれん発生益

半期報告書

○ セグメント情報

- ▶ 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額
- ▶ 報告セグメントごとの資産の金額が変動する要因となった事象
(前年度末に比べて著しい変動がある場合)
- ▶ 収益の分解情報（セグメント情報等の注記に含める場合）
- ▶ 差異調整に関する事項
- ▶ 報告セグメントの変更等の場合、所定の事項

- 固定資産の**重要な**減損損失
- のれんの**重要な**変動
- **重要な**負ののれん発生益

4 (セグメント情報等)

有価証券報告書

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
(前連結会計年度は省略)

当連結会計年度（自○年4月1日 至○年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	自動車 部品	船舶	ソフト ウェア	電子	計		
売上高							
外部顧客への売上高	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XX	X,XXX
セグメント間の内部売上高 又は振替高	XX	XX	XX	XX	XX	X	XX
計	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XX	X,XXX
セグメント利益	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	X	XXX
セグメント資産	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XX	X,XXX
セグメント負債	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	XX	X,XXX
その他の項目							
減価償却費	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	X	XXX
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	—	XXX

(注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産事業、電子機器レンタル事業、ソフトウェア・コンサルティング事業及び倉庫リース事業等を含んでいる。

本資料中の意見にかかる部分は、発表者の個人的見解であり、企業会計基準委員会の公式見解ではありません。本資料の無断転載は禁止されています。

4 (セグメント情報等)

有価証券報告書

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(単位：百万円)

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	X,XXX	X,XXX
「その他」の区分の売上高	XX	XX
セグメント間取引消去	△XX	△XX
連結財務諸表の売上高	X,XXX	X,XXX

(単位：百万円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	XXX	XXX
「その他」の区分の利益	X	X
セグメント間取引消去	△XXX	△XXX
のれんの償却額	△XXX	△XXX
全社費用（注）	△XXX	△XXX
棚卸資産の調整額	△XX	△XX
連結財務諸表の営業利益	XXX	XXX

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び技術試験費である。

(資産及び負債は省略)

(単位：百万円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度
減価償却費	XXX	XXX	X	X	X	X	XXX	XXX
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	XXX	XXX	—	—	XX	XX	XXX	XXX

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、本社建物の設備投資額である。

4 (セグメント情報等)

半期報告書

【セグメント情報】

- I 前中間連結会計期間（自 ○年 4 月 1 日 至 ○年 9 月 30 日）
 - (略)
- II 当中間連結会計期間（自 ○年 4 月 1 日 至 ○年 9 月 30 日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	自動車 部品	船舶	ソフト ウェア	電子	計		
売 上 高							
外部顧客への売上高	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XX	X,XXX
セグメント間の内部 売上高又は振替高	XX	XX	XX	XX	XX	X	XX
計	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XX	X,XXX
セグメント利益	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	X	XXX

(注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産事業、電子機器レンタル事業、ソフトウェア・コンサルティング事業及び倉庫リース事業等を含んでいる。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と中間連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な 内容（差異調整に関する事項）

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	XXX
「その他」の区分の利益	X
セグメント間取引消去	△XX
のれんの償却額	△XX
全社費用（注）	△XX
棚卸資産の調整額	△XX
中間連結損益計算書の営業利益	XXX

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び技術試験費である。

(以下略)

本資料中の意見にかかる部分は、発表者の個人的見解であり、企業会計基準委員会の公式見解ではありません。本資料の無断転載は禁止されています。

5 (1株当たり情報)

有価証券報告書

- 1株当たり純資産額
- 1株当たり当期純損益
 - ▶ 算定上の基礎も記載
- 潜在株式調整後1株当たり当期純利益
 - ▶ 算定上の基礎も記載

半期報告書

- 1株当たり中間純損益
 - ▶ 算定上の基礎も記載
- 潜在株式調整後1株当たり中間純利益
 - ▶ 算定上の基礎も記載

5 (1株当たり情報)

有価証券報告書

	前連結会計年度 (自 ○年 4月 1日 至 ○年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 ○年 4月 1日 至 ○年 3月 31日)
1 株当たり純資産額	XX 円 XX 銭	XX 円 XX 銭
1 株当たり当期純利益	XX 円 XX 銭	XX 円 XX 銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	XX 円 XX 銭	XX 円 XX 銭

(注)1. 1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (自 ○年 4月 1日 至 ○年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 ○年 4月 1日 至 ○年 3月 31日)
1 株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	X,XXX	X,XXX
普通株主に帰属しない金額(百万円) (うち………)	XXX	XX
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	X,XXX	X,XXX
普通株式の期中平均株式数(千株)	X,XXX,XXX	X,XXX,XXX
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (以下略)		

5 (1株当たり情報)

半期報告書

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前中間連結会計期間 (自 ○年 4月 1日 至 ○年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 ○年 4月 1日 至 ○年 9月 30日)
(1) 1株当たり中間純利益	XX 円 XX 銭	XX 円 XX 銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益（百万円）	X,XXX	X,XXX
普通株主に帰属しない金額（百万円）	XXX	XXX
（うち………）	(XX)	(XX)
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益（百万円）	X,XXX	X,XXX
普通株式の期中平均株式数（千株）	XXX,XXX	XXX,XXX
(2) 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	XX 円 XX 銭	XX 円 XX 銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益調整額（百万円）	XX	XX
（うち支払利息（税額相当額控除後）（百万円））	(XX)	(XX)
（うち………）	(XX)	(XX)
普通株式増加数（千株）	XX,XXX	XX,XXX
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第○回新株予約権付社債（券面総額 XXX 百万円） この概要は、----- ----- ◦	第○回新株予約権付社債（券面総額 XXX 百万円） この概要は、----- ----- ◦

6 (金融商品関係)

有価証券報告書

半期報告書

- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
 - 金融商品の内容及びリスク
 - 金融商品に係るリスク管理体制
- 金融商品の時価に関する事項
 - 連結貸借対照表計上額
 - 時価
 - 連結貸借対照表計上額と時価との差額
- 金融商品の時価のレベル別の内訳に関する事項

- 金融商品の時価に関する事項
 - 中間連結貸借対照表計上額
 - 時価
 - 中間連結貸借対照表計上額と時価との差額
- 金融商品の時価のレベル別の内訳に関する事項

6 (金融商品関係)

有価証券報告書

- 重要性が乏しい場合は注記を省略
- 市場価格のない株式等については、時価等の注記に代えて、その旨、当該金融商品の概要及び連結貸借対照表計上額を注記

半期報告書

- 中間連結貸借対照表の科目ごとに、企業集団の事業の運営において重要で、かつ、中間連結貸借対照表計上額その他の金額に前年度末に比べて著しい変動がある場合、注記
- 中間連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前年の連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合、注記を省略可能
- 市場価格のない株式等については、時価等の注記に代えて、その旨、当該金融商品の概要及び中間連結貸借対照表計上額を注記

6 (金融商品関係)

有価証券報告書

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に××の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達している。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達している。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針である。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されている。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されているが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしている。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価額の変動リスクに晒されている。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っている。

（以下略）

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等による回収懸念の早期把握や軽減を図っている。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っている。

（以下略）

6 (金融商品関係)

有価証券報告書

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(前連結会計年度は省略)

当連結会計年度（○年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 受取手形	XXX	XXX	XXX
(2) 売掛金	XXX	XXX	XXX
(3) 有価証券及び投資有価証券	XXX	XXX	XXX
(4) 長期貸付金	XXX		
貸倒引当金	△ XXX		
	XXX	XXX	XXX
資産計	XXX	XXX	XXX
(1) 支払手形及び買掛金	XXX	XXX	XXX
(2) 短期借入金	XXX	XXX	XXX
(3) 社債	XXX	XXX	XXX
(4) 長期借入金	XXX	XXX	XXX
(5) リース債務	XXX	XXX	XXX
負債計	XXX	XXX	XXX
デリバティブ取引	(XXX)	(XXX)	XXX

6 (金融商品関係)

有価証券報告書

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(前連結会計年度は省略)

当連結会計年度（○年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	XXX	—	—	XXX
国債・地方債等	XXX	XXX	—	XXX
社債	—	XXX	—	XXX
その他	—	XXX	—	XXX
デリバティブ取引				
通貨関連	—	XXX	—	XXX
金利関連	—	XXX	—	XXX
資産計	XXX	XXX	—	XXX
デリバティブ取引				
通貨関連	—	XXX	—	XXX
金利関連	—	XXX	—	XXX
負債計	—	XXX	—	XXX

本資料中の意見にかかる部分は、発表者の個人的見解であり、企業会計基準委員会の公式見解ではありません。本資料の無断転載は禁止されています。

6 (金融商品関係)

半期報告書

[有価証券及び長期借入金が、企業集団の事業の運営において重要なものであり、かつ、中間連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められる場合]

I 前連結会計年度末（○年 3月 31 日）

(記載事例の省略)

II 当中間連結会計期間末（○年 9月 30 日）

有価証券及び長期借入金が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められる。

科目	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額	(百万円)
有価証券	XXX	XXX	XXX	
長期借入金	XXX	XXX	XXX	

6 (金融商品関係)

半期報告書

[時価で中間連結貸借対照表に計上している有価証券について、適切な項目に区分し、その項目ごとに、当該金融商品の時価を当該時価の算定に重要な影響を与える時価の算定に係るインプットが属するレベルに応じて分類し、それぞれの金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合]

なお、有価証券に含まれる項目のうち、時価で中間連結貸借対照表に計上している株式及び国債・地方債等の時価のレベルごとの金額について、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる。

科目	時価				(百万円)
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計	
有価証券					
株式	XXX	—	—	XXX	
国債・地方債等	XXX	XXX	—	XXX	

7 (収益認識関係)

有価証券報告書

○ 収益の分解情報

- 財又はサービスの種類
- 地理的区分、市場又は顧客の種類
- 契約の種類、契約期間
- 財又はサービスの移転の時期、販売経路

○ 収益を理解するための基礎となる情報

- 契約及び履行義務に関する情報
- 取引価格の算定に関する情報
- 履行義務への配分額の算定に関する情報
- 履行義務の充足時点に関する情報
- 本会計基準の適用における重要な判断

○ 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

- 契約資産及び契約負債の残高等
- 残存履行義務に配分した取引価格

半期報告書

○ 収益の分解情報

- 財又はサービスの種類
- 地理的区分、市場又は顧客の種類
- 契約の種類、契約期間
- 財又はサービスの移転の時期、販売経路

○ 収益を理解するための基礎となる情報

- 契約及び履行義務に関する情報
- 取引価格の算定に関する情報
- 履行義務への配分額の算定に関する情報
- 履行義務の充足時点に関する情報
- 本会計基準の適用における重要な判断

○ 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

- 契約資産及び契約負債の残高等
- 残存履行義務に配分した取引価格

7 (収益認識関係)

有価証券報告書

- 収益認識に関する注記を記載するにあたり、収益認識会計基準で示す注記事項の区分に従う必要はない
- 重要な会計方針として注記している内容は、収益認識に関する注記として記載しないことができる
- 収益認識に関する注記として記載する内容について、財務諸表における他の注記事項に含めて記載している場合には、当該他の注記事項を参照することができる

半期報告書

- 収益認識に関する注記を記載するにあたり、収益認識会計基準で示す注記事項の区分に従う必要はない
- 収益認識に関する注記として記載する内容について、財務諸表における他の注記事項に含めて記載している場合には、当該他の注記事項を参照することができる

7 (収益認識関係)

有価証券報告書

※以下では、「収益認識会計基準」等で求められる収益の分解情報と報告セグメントの売上高との間の関係を合わせて記載する場合の記載事例を示しています。

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度（自○年4月1日 至○年3月31日）

（記載事例の省略）

当連結会計年度（自○年4月1日 至○年3月31日）

[財又はサービスの種類別に収益の分解情報を示す場合]

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	自動車 部品	船舶	ソフト ウェア	電子	計		
製品①	XXX	-	-	-	XXX	-	XXX
製品②	XXX	-	-	-	XXX	-	XXX
製品③	-	XXX	-	-	XXX	-	XXX
製品④	-	XXX	-	-	XXX	-	XXX
製品⑤	-	-	XXX	-	XXX	-	XXX
サービス①	-	-	XXX	-	XXX	-	XXX
製品⑥	-	-	-	XXX	XXX	-	XXX
その他	-	-	-	-	-	XXX	XXX
顧客との契約から生じる収益	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
その他の収益	-	-	-	-	-	XXX	XXX
外部顧客への売上高	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX

（注）「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産事業、電子機器レンタル事業、ソフトウェア・コンサルティング事業及び倉庫リース事業等を含んでいる。

本資料中の意見にかかる部分は、発表者の個人的見解であり、企業会計基準委員会の公式見解ではありません。本資料の無断転載は禁止されています。

7 (収益認識関係)

有価証券報告書

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[事業別に記載する場合]

① ○○事業

○○事業においては、……。

② △△事業

△△事業においては、……。

③ ××事業

××事業においては、……。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	XXX 百万円	XXX 百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	XXX ツ	XXX ツ
契約資産（期首残高）	XXX ツ	XXX ツ
契約資産（期末残高）	XXX ツ	XXX ツ
契約負債（期首残高）	XXX ツ	XXX ツ
契約負債（期末残高）	XXX ツ	XXX ツ

契約資産は、……（主な顧客）……との……（サービスの内容）……契約について期末日時点で完了しているが未請求の……（履行義務の内容）……に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものである。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられる。当該……（サービスの内容）……に関する対価は、……（条件の内容）……に従い、
 （請求の時期）……に請求し、……（回収の時期）……に受領している。

（略）

本資料中の意見にかかる部分は、発表者の個人的見解であり、企業会計基準委員会の公式見解ではありません。本資料の無断転載は禁止されています。

7 (収益認識関係)

半期報告書

※以下では、「収益認識会計基準」等で求められる収益の分解情報と報告セグメントの売上高との間の関係を合わせて記載する場合の記載事例を示しています。

[財又はサービスの種類別に収益の分解情報を示す場合]

I 前中間連結会計期間（自 ○年 4月 1日 至 ○年 9月 30日）

(記載事例の省略)

II 当中間連結会計期間（自 ○年 4月 1日 至 ○年 9月 30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	自動車 部品	船舶	ソフト ウェア	電子	計		
製品①	XXX	-	-	-	XXX	-	XXX
製品②	XXX	-	-	-	XXX	-	XXX
製品③	-	XXX	-	-	XXX	-	XXX
製品④	-	XXX	-	-	XXX	-	XXX
製品⑤	-	-	XXX	-	XXX	-	XXX
サービス①	-	-	XXX	-	XXX	-	XXX
製品⑥	-	-	-	XXX	XXX	-	XXX
その他	-	-	-	-	-	XXX	XXX
顧客との契約から生じる収益	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
その他の収益	-	-	-	-	-	XXX	XXX
外部顧客への売上高	XXX	XXX	XXX	XXX	X,XXX	XXX	X,XXX

